＼令和９年度版／

新宿区立保育園・子ども園

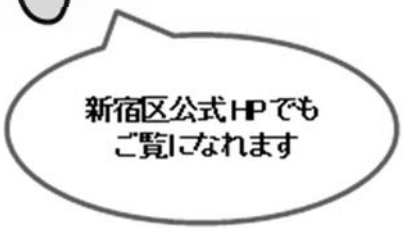
延長保育のご案内

申込みスケジュール

申込対象月	申込締切日	結果発表予定日
4月	令和　9年　3月　5日（金）	令和　9年　3月24日（水）
5月	4月20日（火）	4月22日（木）
6月	5月20日（木）	5月24日（月）
7月	6月18日（金）	6月22日（火）
8月	7月20日（火）	7月22日（木）
9月	8月20日（金）	8月24日（火）
10月	9月17日（金）	9月22日（水）
11月	10月20日（水）	10月22日（金）
12月	11月19日（金）	11月24日（水）
1月	12月20日（月）	12月22日（水）
2月	令和10年　1月20日（木）	令和10年　1月24日（月）
3月	2月18日（金）	2月22日（火）



ⓒやなせたかし/やなせスタジオ



◆ 年度ごとに申込みが必要です。

◆ 私立園、保育ルームの延長保育については、各園にお問い合わせください。

問合せ先・申込先

新宿区子ども家庭部　保育課入園・認定係　（区役所本庁舎2階 14番窓口）

★窓口での申込みは事前に電話でご予約ください

電　　話：03-5273-4527（直通）　ＦＡＸ：03-3209-2795

受付時間：月曜日～金曜日　8:30～17:00（祝日・年末年始除く）

〒160－8484　新宿区歌舞伎町1－4－1

1　申込方法等　※利用前に承諾を受けることが必要です

（1）「月額利用」、「日額利用」 ～定期的に延長保育が必要な場合～

<table>
<tr><th></th><th>月額利用</th><th>日額利用</th></tr>
<tr><td>利用対象</td><td colspan="2">定期的に残業等の予定があり、延長保育が必要な方
■ 1歳児クラス以上のお子さん（富久町保育園のみ満1歳以上）であって、離乳食を完了し、幼児食に移行しているお子さん
■ 入園直後など園での生活に慣れていない期間は、延長保育は利用できません。</td></tr>
<tr><td>利用定員</td><td colspan="2">園ごとに設定　（「延長保育実施状況一覧[区立園]」参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ひと月あたりの利用日数</td><td>10日以上の利用希望</td><td>10日未満の利用希望</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 保護者の就労状況等に基づき、利用の承諾・不承諾を決定します。
■ 「月額利用」と「日額利用」の両方の承諾を受けることはできません。
■ 延長保育時間は、承諾された時間の範囲内で園長が決定します。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td colspan="2">■ 年度ごとに申込みが必要です。
■ 申込締切日（表紙参照）までに、「延長保育申込書」を園または保育課入園･認定係にご提出ください。</td></tr>
<tr><td>利用予約</td><td>■ 予約は必要ありません。
■ キャンセルする場合は、速やかに園にご連絡ください。</td><td>■ 前月25日までに、利用日、利用時間の予約が必要です。
■ 利用日の追加は、利用当日17時までに園にご相談ください。（富久町保育園は15時まで）
■ キャンセルする場合は、速やかに園にご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>補　食</td><td colspan="2">あ　り（離乳食には対応していません）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">延長保育料（1人分）
※ 延長保育料は無償化の対象外です。</td><td>[延長保育時間:1時間]　1か月　4,000円
[延長保育時間:2時間]　1か月　6,000円
＊富久町保育園、百人町保育園四谷子ども園のみ
[延長保育時間:3時間]　1か月　9,000円
＊富久町保育園のみ
■ 利用した日数にかかわらず、月額の延長保育料を徴収します。</td><td>[延長保育時間:1時間]　1日　400円
[延長保育時間:2時間]　1日　600円
＊富久町保育園、百人町保育園四谷子ども園のみ
[延長保育時間:3時間]　1日　900円
＊富久町保育園のみ
■ 利用した日数分の日額の延長保育料を徴収します。
■ 10日以上利用した場合は、月額の延長保育料を徴収します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ お迎えが承諾された時間を超えた場合は、超過した時間に応じた延長保育料を徴収します。
■ 承諾された時間よりも短い時間の利用であっても、承諾時間分の延長保育料を徴収します。
■ 生活保護世帯等、区（市町村）民税非課税世帯の方の延長保育料は0円です。</td></tr>
</table>

（2）「緊急スポット利用」 ～不定期で延長保育が必要な場合～

	緊急スポット利用
利用対象	突然の残業等により、延長保育が必要な方 （月額利用、日額利用の承諾を受けていない方） ■1歳児クラス以上のお子さん（富久町保育園のみ満1歳以上）であって、離乳食を完了し、幼児食に移行しているお子さん
利用定員	利用当日の延長保育の利用定員に空きがある場合に利用可能 （1日の上限は原則として3世帯まで）
申込方法	■ 利用日の属する月の前月21日（当該日が休園日の場合は、翌開園日）から利用当日17時までに電話または口頭でお申込みください。 （富久町保育園は15時まで） ■ キャンセルする場合は、速やかに園にご連絡ください。
補　食	あ　り（離乳食には対応していません）
延長保育料 （1人分） ※ 延長保育料は無償化の対象外です。	［延長保育時間：1時間］　1日　400円 ［延長保育時間：2時間］　1日　600円 ＊富久町保育園、百人町保育園、四谷子ども園のみ ■ 利用した日数分の延長保育料を徴収します。 ■ 10日以上利用した場合は、月額の延長保育料を徴収します。 ■ お迎えが承諾された時間を超えた場合は、超過した時間に応じた延長保育料を徴収します。 ■ 生活保護世帯等、区（市町村）民税非課税世帯の方の延長保育料は0円です。

２　利用決定

(1)「月額利用」、「日額利用」

■ 申込締切日（表紙参照）までに提出された「延長保育申込書」により、延長保育を必要とする状況を確認し、審査した上で、利用の承諾・不承諾を決定します。

■ 申込者が利用定員の空き人数を超えた場合に、「延長保育利用調整時の指数」に基づき利用調整を行います。

【延長保育利用調整時の指数】

項目	類　型	延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況	指 数
1	就　労	月20日以上	10
		月10日以上20日未満	9
		月 6日以上10日未満	8
		月 6日未満	7
2	保護者の一方が不存在	保護者の一方が、死亡･行方不明･拘禁･離婚･離婚前提の別居･未婚･単身赴任･長期入院･その他保護者の状況から不存在と認められる場合	10
3	その他（病院･施設付添、就学等）	月20日以上	8
		月10日以上20日未満	7
		月10日未満	6

［備　考］

1　保護者の指数を合算し、世帯の指数を決定する。
2　きょうだいが延長保育の承諾を受けている世帯 または きょうだい同時に申込みをしている世帯の指数は、上記の実施指数に１を加えた数とする。
3　新宿区外に居住する者（転入予定者を除く。）は、上記の実施指数から5を減じた数とする。

［同一指数時の優先順位］

1　新宿区民［(1) 在住者 (2) 転入予定者］
2　保護者の一方が不存在
3　きょうだいあり［(1) きょうだいが延長保育の承諾を受けている世帯 (2) きょうだいが同時に申込みをしている世帯］
4　延長保育の利用予定日数が多い世帯
5　新宿区民である期間［継続して居住している（住民登録している）期間］が長い世帯

■ 「月額利用」、「日額利用」の区分は、世帯の就労時間等に基づき決定します。そのため、「月額利用」を希望する場合であっても、「日額利用」となることがあります。

■ 審査結果は、結果発表日に「承諾書」または「不承諾通知書」の発送をもってお知らせします。（電話連絡は行いません。）

■ 不承諾の場合は、利用開始希望月のみ「不承諾通知書」を発送します。翌月以降は承諾が決定した時のみ「承諾書」にてお知らせします。申込みの有効期間は6か月間です。保育課入園･認定係から再申込みに関する案内は行いません。

(2) 緊急スポット利用

■ 利用希望日の空き状況及び利用要件を確認し、承諾を決定します。
※ 園の状況により利用できない場合があります。

■ 利用当日に予約した場合は、保護者の状況をお聞きした上で園から利用の可否をお知らせします。

3 利用状況に変更が生じたときの手続き

■ 「日額利用」から「月額利用」に変更を希望する場合は、「延長保育申込書」を申込締切日までにご提出ください。

■ 「月額利用」から「日額利用」に変更を希望する場合は、「家庭状況等変更届」に残業が減った等の変更理由を明記して、申込締切日までにご提出ください。

■ 延長保育を必要としない状況になった場合は、「家庭状況等変更届」にその旨を記入し、速やかにご提出ください。

■ 1か月以上延長保育を利用していない場合は、「月額利用」、「日額利用」の承諾を解除することがあります。

4 延長保育料の納付

(1) 納期限

「月額利用」…… 利用月の末日
「日額利用」…… 利用月の翌月の末日
「緊急スポット利用」…… 利用月の翌月の末日

※ 納期限の日が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります。
※ 納付が遅れた場合は、延滞金がかかることがあります。

(2) 納付方法

口座振替での納付をお願いしています。口座振替の手続きが完了するまでの間は、保育課入園･認定係から送付する納付書により、金融機関または特別出張所の窓口等で納付してください。

延長保育実施状況一覧［区立園］〔令和9年度〕

令和8年10月現在

■ 離乳食を完了し、幼児食に移行しているお子さんが対象です。

園　名	基本 開所時間	延長保育 利用対象	延長保育時間 （1時間単位）		延長保育 利用定員	所在地	電話番号
大久保第一保育園	7:15～18:15	１歳児クラスから	1時間	～19:15まで	25	大久保3-11-1	3203-0346
高田馬場第二保育園	7:15～18:15	１歳児クラスから	1時間	～19:15まで	30	高田馬場1-4-17	3209-1433
長延保育園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	市谷長延寺町8	3260-1335
富久町保育園	7:30～18:30	満１歳から	3時間	～21:30まで	40	富久町22-21	3357-7720
戸山第二保育園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	戸山2-18-101	3203-2385
中落合第二保育園	7:15～18:15	１歳児クラスから	1時間	～19:15まで	35	中落合2-7-24	3952-7165
西早稲田保育園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	西早稲田1-9-30	3209-5294
東五軒町保育園	7:15～18:15	１歳児クラスから	1時間	～19:15まで	38	東五軒町5-24	3269-6820
百人町保育園	7:15～18:15	１歳児クラスから	2時間	～20:15まで	20	百人町2-18-21	3367-4991
弁天町保育園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	弁天町50	3268-1337
早稲田南町保育園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	早稲田南町50	3203-7848
早稲田南町保育園分園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	早稲田町78（鶴巻南公園内）	3204-5201
あいじつ子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	30	北町17	3266-0189
大木戸子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	35	四谷4-17	3358-1431
おちごなかい子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	［乳児園舎］中井1-8-12 ［幼児園舎］上落合3-1-6	3361-7000 3227-2048
柏木子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	［乳児園舎］北新宿2-3-7 ［幼児園舎］北新宿2-11-1	3369-5855 3227-2118
北新宿子ども園	7:15～18:15	１歳児クラスから	1時間	～19:15まで	30	北新宿3-20-2	3365-0225
しなのまち子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	信濃町20	3357-6853
戸山第一子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	15	戸山2-26-101	3202-7879
西落合子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	25	西落合1-31-24	3954-1064
西新宿子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	1時間	～19:30まで	20	西新宿4-35-5	3299-7727
四谷子ども園	7:30～18:30	１歳児クラスから	2時間	～20:30まで	20	四谷2-6	5369-3775

新宿区立保育園・子ども園　延長保育のご案内　令和9年度版

刊行物作成番号　2026-7-3022
令和8年10月発行

編集・発行　新宿区子ども家庭部保育課
〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-4-1　電話　03-5273-4527（直通）
FAX　03-3209-2795

※この刊行物は、業者委託により600部印刷・製本しています。その経費として、1部あたり110円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費などは含んでいません。

延長保育申込書［新宿区立保育園・子ども園］

月から利用希望

年　　月　　日

新宿区長 宛て

保護者住所　新宿区

保護者氏名　［ 父 ・ 母 ］

保護者氏名　［ 父 ・ 母 ］

連絡先 電話番号　（　　）　［ 父 ・ 母 ］

下記のとおり延長保育を申し込みます。

［区記入欄］入力日：

	児童氏名	生年月日	クラス	園　名
1		年　月　日	歳児クラス	保育園 子ども園
2		年　月　日	歳児クラス	保育園 子ども園
3		年　月　日	歳児クラス	保育園 子ども園

教育･保育給付認定 保育必要量の区分	保育標準時間　・　保育短時間	
希望種別 ※ 希望する区分、時間に☑ ※ 1歳児クラス（富久町保育園のみ満1歳児）から対象	☐ 月額利用 ☐ 日額利用 ☐ 緊急スポット利用	☐ 1時間　☐ 2時間（富久町保育園 百人町保育園 四谷子ども園）　☐ 3時間（富久町保育園） ※ 月額利用、日額利用のみ
希望日数 希望時間	週＿＿日・月＿＿日 程度、　＿＿月　＿＿＿＿日 利用 ＿＿時＿＿分まで利用希望	
希望理由		

保護者の状況		父	母
	状　況	被雇用者 ・ 自営業者 ・ その他（　　） ※就労以外の要件の場合は、具体的な状況を記入	被雇用者 ・ 自営業者 ・ その他（　　） ※就労以外の要件の場合は、具体的な状況を記入
	勤務先等の名称		
	勤務先等の最寄り駅園までの所要時間	駅（　時間　分）	駅（　時間　分）
	正規の勤務時間等 ※ フレックス制、裁量労働制の場合は、標準的な時間を記入	曜日固定制 ［ 月 火 水 木 金 土 日 祝 ］ 交代（シフト）制 ・フレックス制 ・裁量労働制	曜日固定制 ［ 月 火 水 木 金 土 日 祝 ］ 交代（シフト）制 ・フレックス制 ・裁量労働制
		時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］
		時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］
		時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］
	時間外勤務を含む勤務時間等	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］
		時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］
		時　分 ～　時　分［ 月・週　日］	時　分 ～　時　分［ 月・週　日］

※『月額利用』、『日額利用』の申込みの方は、裏面もご記入ください。

【確認事項】

※「月額利用」、「日額利用」の申込みの場合のみ、各項目をご確認の上、確認欄にチェック☑してください。	確認欄
「月額利用」、「日額利用」のどちらの利用であっても、承諾された時間を超えてお子さんをお預かりすることはできません。 やむを得ずお迎えが承諾時間を超えた場合は、超過した時間に応じた延長保育料を徴収します。	☐
延長保育には利用定員があるため、在籍されている方であっても、利用できない場合があります。	☐
「月額利用」、「日額利用」の区分、利用時間は、保護者の就労状況等に基づき、審査の上、決定します。 「月額利用」を希望する場合であっても、「日額利用」となることがあります。	☐
「月額利用」と「日額利用」の両方の承諾を受けることはできません。	☐
「日額利用」の場合は、利用月の前月25日までに、利用日、利用時間の予約が必要です。 予約の取消し・追加・変更をする場合は、園への連絡が必要です。(利用当日の連絡は17時(富久町保育園は15時)まで)	☐
1か月以上延長保育を利用していない場合は、利用の承諾を解除することがあります。	☐
入園直後などお子さんが園での生活に慣れていない期間は、延長保育は利用できません。	☐
「日額利用」から「月額利用」に変更を希望する場合は、延長保育申込書の提出が必要です。(申込締切日まで)	☐
「月額利用」から「日額利用」に変更を希望する場合は、家庭状況等変更届の提出が必要です。(申込締切日まで)	☐
延長保育の承諾期間は当該年度の3月末日までです。年度ごとに申込みが必要です。	☐
延長保育を必要としない状況になった場合は、速やかに家庭状況等変更届による届出が必要です。	☐

園 記入欄　　年　　月　　日園にて収受　　収受職員名：

区記入欄	年月日	児童名	決　定	父指数	母指数	合計	係長	担当	通知発送日
			承諾・不承諾・取下げ						
			承諾・不承諾・取下げ						
			承諾・不承諾・取下げ						
	延長保育開始月		年　　月 から						